

質問事項に対する回答表

番号	資料名	頁	質問内容	回 答
1	委託仕様書	P3	<p>第 10 項 管理技術者及び担当技術者等</p> <p>4. 担当技術者（PFI 導入可能性調査）は、技術士【建設部門】（都市及び地方計画）となっていますが、同項 1. に「相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。」とあります。</p> <p>当社技術者が有する知識、経験等を活かすとともに、公平性・競争性等の確保の観点から、同項 2.、3. と同様、技術士【総合技術監理部門】（衛生工学－廃棄物・資源循環）又は技術士【衛生工学部門】（廃棄物・資源循環、（旧選択科目の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）の資格をお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>技術士【総合技術監理部門】（衛生工学－廃棄物・資源循環）又は技術士【衛生工学部門】（廃棄物・資源循環、（旧選択科目の廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）の資格を有する者も可能とします。</p>
2	委託仕様書	P3	<p>第 10 項 5. 担当技術者（地質調査）の資格ですが、技術士【建設部門_土質及び基礎】の資格者では、不可でしょうか。</p>	<p>技術士【建設部門】（土質及び基礎）又は RCCM（土質及び基礎）の資格を有する者も可能とします。</p>

3	委託仕様書	P3	<p>様式第8号 業務実施体制表にも関係しますが、担当技術者が体制上1名で済まないパートの担当者をサブ担当者と記載する場合、その技術者についても資格要件・経験実績は仕様書に記載の該当者で構成しなければならないでしょうか。若しくはメイン担当者のみ、仕様書記載の資格保有者・経験実績を保有する者として記載させて頂くという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>担当技術者を複数名配置する場合は少なくとも1名が委託仕様書に記載又は本回答表各項目の回答欄に記載している条件を満たせばよいものとします。</p>
4	委託仕様書	P10	<p>第3節 地形測量ですが、受託後の提案として想定数量表の数値から増減が生じる場合、金額変更の対象としていただけますでしょうか？</p>	<p>基本構想を基に、必要と考えられる地形測量面積と基準点等を算出しています。 現地踏査による測量計画を立案いただき、協議により数量を決定し、増減が生じた場合は金額変更の対象とします。</p>
5	委託仕様書	P11	<p>第4節第3項解析等調査では、現地踏査の結果、調査位置や調査個所を提案することを想定しています。その結果、モノレール仮設含め、数量の増減が生じる可能性がありますが、金額変更の対象としていただけますでしょうか？</p>	<p>基本構想を基に、必要と考えられる調査位置、掘削深モノレール仮設等を算出しています。 現地踏査によるボーリング調査位置等を立案いただき、協議により数量を決定し、増減が生じた場合は金額変更の対象とします。</p>
6	委託仕様書	P11	<p>第4節第3項4. 室内土質試験では、軟弱地盤等の検討が必要となる場合、不攪乱試料の採取が必要になる可能性があります。本件については、室内土質試験のみならず、原位置試験についても追加提案をさせていただきますが、その認識でよろしかったでしょうか？</p>	<p>建設予定地に隣接する施設のボーリング調査実績を基に地層を確認していますが、受注者が立案し、承認した位置にて軟弱地盤が確認された場合は、調査方法、追加試験等の協議によって変更対象とします。</p>

7	委託仕様書	P12	第6項4. 地盤の透水性の検討では、原位置試験において現場透水試験を実施することを提案させていただきますが、追加調査の項目として認識することによるしかったでしょうか？	現場透水試験など、必要となる根拠を提示いただき、協議によって変更対象とします。
8	委託仕様書	P11 P12	地質調査における追加調査についても増額変更としていただけるという認識でよろしかったでしょうか。	必要となる根拠を提示いただき、協議により必要となる追加調査を決定し、増減が生じた場合は金額変更の対象とします。
9	委託仕様書	P13	第5節第1項資料調査のうち私的資料としては、どのような資料がございますでしょうか？また、公的資料や一般公表資料のうち登記簿謄本、地形図、住宅地図、空中写真についてもご提供いただけるという認識でよろしかったでしょうか？	質問内容に記載されている資料のうち地形図以外は当組合で所有しておりません。資料の使用用途を提示いただければ、建設予定地の所在地である小野市と協議を行い、提供できる資料は提供します。なお、住宅地図は、著作権を所有されている事業者に協議願います。また、他の必要な資料は受注者で入手してください。
10	委託仕様書	P13	第5節第3項聴取調査の対象者については、土地の利用履歴に詳しい方をご紹介いただけるという認識でよろしかったでしょうか。	建設予定地の所在する地元自治会役員や小野市立好古館の学芸員等を可能な限り紹介します。
11	委託仕様書	P10 P12 P13	地形測量、地質調査（解析）、地歴調査において協議にて実施することとなっていますが、特記仕様書の内容から項目や数量、積算条件が変更となった場合、変更対象となりますでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

12	様式集	様式第7号	<p>同じ発注者から「施設整備基本計画業務」及び「施設整備基本設計業務（PFI等導入可能性調査を含む）」を受注して完了している場合、「施設整備基本設計業務（PFI等導入可能性調査を含む）」は、基本計画を踏まえた詳細な検討を行っている事から、実績としてお認めいただけますでしょうか。この場合、以下の書類をエビデンスとして提出可能です。</p> <p>「施設整備基本設計業務（PFI等導入可能性調査を含む）」のTECRIS登録及び「施設整備基本計画」のTECRIS登録</p>	<p>質問内容に記載されている「施設整備基本計画業務」はごみ処理施設整備基本計画策定業務の実績として、「施設整備基本設計業務（PFI等導入可能性調査を含む）」はPFI等導入可能性調査業務の実績として認めます。</p> <p>様式には施設整備基本計画策定業務とPFI等導入可能性調査業務がそれぞれ単独の発注業務であっても実績として記載することはできます。</p>
13	様式集	様式第7号	<p>「施設整備基本計画業務」において、事業方式（PFI方式を含む）を検討し、業務内の委員会において、採用する事業方式を報告・承認された業務は実績としてお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>本業務で実施を予定しているVFMの算出を行い、事業性の評価を実施した業務であればPFI等導入可能性調査業務の実績として認めます。</p>
14	様式集	様式第7号 様式第9号 様式第10号	<p>様式第7号「業務実績調書」、様式第9号「管理技術者業務実績等調書」及び様式第10号「担当技術者（）業務実績等調書」において、業務実績は、『令和2年4月1日以降に契約し、令和7年3月31日時点で業務が完了しているもの』とあります。業務実績欄に記載する件数について、上限はありますでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>上限はありません。</p>

15	様式集	様式第 9 号 様式第 10 号	<p>様式第 9 号「管理技術者業務実績等調書」及び様式第 10 号「担当技術者（）業務実績等調書」において、『⑤業務実績欄は、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約し、令和 7 年 3 月 31 日時点で業務が完了しているもの』とあります。</p> <p>施設整備基本計画策定業務と発注支援業務が同一業務として発注される場合、契約期間は単年ではなく複数年となり、ご指定の条件（令和 2 年 4 月 1 日以降に契約、令和 7 年 3 月 31 日時点で完了）とした場合、記載できる実績が制限されます。</p> <p>上記より、施設整備基本計画策定業務と発注支援業務が同一業務として発注、契約されたものについては、実績としてお認めいただける条件を、『令和 2 年 4 月 1 日以降に契約』から『平成 31 年 4 月 1 日以降に契約』と、条件の緩和をお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>複数年契約にわたる業務のことを鑑み、実施要領及び様式第 7、9、10 号に記載している「令和 2 年 4 月 1 日以降に契約し、令和 7 年 3 月 31 日時点で業務が完了している」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に業務が完了している」に修正し、契約日は条件としないものとします。</p> <p>ただし、質問内容にあるような複数の業務内容を同一の委託契約で受注している場合は、施設整備基本計画策定業務が完了した時点（基本計画書を策定した時点等）を基準とします。</p>
16	様式集	様式第 9 号 様式第 10 号	<p>様式第 9 号「管理技術者業務実績等調書」及び様式第 10 号「担当技術者（）業務実績等調書」において、『⑤業務実績については、それを証する書類の写しを添付してください。』とあります。ここで添付する書類は、様式第 7 号「業務実績調書」と同様に、TECRIS 登録の写しとしても問題ありませんでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

17	様式集	様式第 9 号 様式第 10 号	<p>また、施設整備基本計画策定業務と発注支援業務が同一業務として発注され、契約している場合において、当該業務の契約日が令和 2 年 4 月 1 日以降で、かつ、施設整備基本計画策定業務に関する範囲が、令和 7 年 3 月 31 日時点で完了していることを証明することができれば、業務履行中であっても実績としてお認めいただけないでしょうか。</p>	実績として認めます。
----	-----	---------------------	--	------------